

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 1 6 号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成 2 4 年大田市規則第 2 7
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

分娩料	1 児につき 1 3 0,0 0 0 円とし、双児以上の場合において、1 児増すごとに 6 5,0 0 0 円を加算する。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日の午前 6 時から午後 1 0 時まで並びにこれらの日以外の日（以下「平日」という）の午前 6 時から午前 8 時 3 0 分まで及び午後 5 時 1 5 分から午後 1 0 時までの分娩については 1 児につき 1 4 4,0 0 0 円とし、双児以上の場合においては、1 児増すごとに 7 2,0 0 0 円を加算し、すべての日の午前零時から午前 6 時まで及び午後 1 0 時から午後 1 2 時までの分娩については 1 5 8,0 0 0 円とし、双児以上の場合においては、1 児増すごとに 7 9,0 0 0 円を加算する。
-----	--

」

を

「

分娩料	1児につき 160,000円とし、双児以上の場合においては、1児増すごとに65,000円を加算する。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日の午前6時から午後10時まで並びにこれらの日以外の日（以下「平日」という）の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までの分娩については1児につき174,000円とし、双児以上の場合においては、1児増すごとに72,000円を加算し、すべての日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時までの分娩については188,000円とし、双児以上の場合においては、1児増すごとに79,000円を加算する。
-----	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。